

特定震災特例経営強化指導計画の
履行状況報告書
【相双五城信用組合】



2019年6月
全国信用協同組合連合会

目 次

はじめに	・・・・・・・・ 1
1. 経営指導の進捗状況	・・・・・・・・ 2
(1) 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本 大震災からの復興に資する方策への指導	
(2) 被災債権の管理及び回収に関する指導	
2. 経営指導体制の強化の進捗状況	・・・・・・・・ 7
3. 経営指導のための施策の進捗状況	・・・・・・・・ 7
(1) 経営強化計画の進捗管理	
(2) オフサイト・モニタリング及びヒアリング	
(3) 監査機構による検証・助言	
(4) 経営強化計画の実施に必要な措置	

【はじめに】

当会では、相双五城信用組合が、東日本大震災により深刻な打撃を受けた被災地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する資金供給を担う重要な金融機関であるとの認識のもと、これまで以上に安定かつ円滑な資金供給を実施し、地域貢献していくために、2012年1月に当会の資本増強支援にあたり、財源面の支援として金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「金融機能強化法」という。）を活用することにより、相双五城信用組合の財務基盤について更なる強化を図りました。

こうした資本増強により、相双五城信用組合が金融仲介機能の強化を図り、地域復興への貢献が図られるよう、信用組合業界の系統中央機関として、「特定震災特例経営強化指導計画」に基づく指導を含め、相双五城信用組合に対する全面的かつ万全な支援を行ってまいります。

1. 経営指導の進捗状況

(1) 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策への指導

当会では、被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資するため、ヒアリングを実施するなど、相双五城信用組合が金融機能強化法附則第11条第1項第2号の規定に基づき策定した特定震災特例経営強化計画(以下「経営強化計画」という。)に掲げた各施策の実施状況及び実績を把握するとともに、必要に応じ、指導・助言を行っております。

具体的には、理事長をはじめとする経営陣及び各施策の統括管理を行う経営改善支援委員会のメンバーを対象としたヒアリングを実施し(2017年4月以降、2019年5月末までに、計13回のヒアリングを実施)、経営強化計画の「進捗管理表」等の各種資料に基づき同計画の実施状況を確認するとともに、当該実施状況を踏まえた課題や問題点の把握に努めております。

① 相談機能の強化等に関する方策への指導

相双五城信用組合では、よりきめ細やかな相談サポートを実践するため、双葉郡の行政機能が移転した先や地域の住民が多く避難された会津若松市・二本松市に相談所を継続開設し、融資のみならず、お客様のあらゆる相談の対応とサポートに傾注しております。今後も、原発避難地域の居住制限解除等による動向を踏まえながら、可能な限り運営を継続していくこととしております。

また、いわき市については、原発事故による避難地域の方が多数転入されていることから、2013年にいわき相談所を支店に格上げし、営業店としてのサービス向上に努めております。

このような中、原発事故により臨時休業している3店舗(浪江支店・大熊支店・富岡支店)のうち、浪江支店を2020年1月中旬に営業再開を予定しており、浪江地区周辺のお客様に対するサービス向上を図っていくこととしております。

なお、相談所(会津若松、二本松、現いわき支店の3店舗)での相談件数は、2019年5月末現在、延べ11,600件となっております。

相双五城信用組合では、取引先からの相談等に適切に対応するために、現在、福島県店舗、宮城県店舗の顧客を集約する取り組みの下、ローンセンター(相馬西支店と亙理支店)において休日融資相

談会・夜間融資相談会を開催しております。

なお、2019年5月末現在の相談件数は1,094件となっております。

当会は、ヒアリング等を通じ、各種相談の受付状況及び対応状況などを確認しており、相双五城信用組合における相談機能の強化については、着実に取り組まれているものと認識しております。今後も必要かつ十分な対応が継続的になされているか検証するとともに、必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

② 震災復興に向けた新商品の提供や地方公共団体等への支援に関する方策への指導

被災者向け商品として、中小規模事業者向けに運転資金や設備資金等を低金利で融資する復興特別資金、法人・個人向けに修繕費や賃貸物件購入資金等を提供する復興アパートローン、個人向けの災害復旧住宅ローン等を提供しているほか、各種復興事業に参加する民間企業への円滑な資金供給を行っております。

なお、2019年1月より、災害公営住宅に居住している被災者が当該公営住宅を買取の場合の支援として、災害公営住宅ローンを発売いたしました。

(2019年5月末現在)

・ そうごしんくみ復興特別資金	:	207件	4,788百万円
・ そうごしんくみ復興アパートローン	:	273件	15,107百万円
・ 災害復旧住宅ローン	:	229件	4,336百万円
・ 災害公営住宅ローン	:	1件	4百万円

また、相双五城信用組合は、地方公共団体との包括的連携協定を締結し、「地方創生」実現に向け積極的に取り組んでおり、現在、7市町（相馬市、蔵王町、新地町、亙理町、岩沼市、大河原町、南相馬市）と締結し、地方創生に係る預金商品の発売を行っており、今後も他自治体との連携に向けた協議を行ってまいります。

更に、直接的な金融サービスのみならず、地域的な課題を含んだ事業所の課題解決に資するため、独立行政法人中小企業基盤整備機構東北本部を中心として、相馬市、新地町、相馬市商工会議所、新地町商工会と連携し、「相馬地域（相馬市・新地町）の新しい事業展開を考える」ための連携講習を、2018年度に地公体職員、商工会議

所及び商工会職員、相双五城信用組合職員、対象企業 13 社のうち 4 社が参加し 11 回開催いたしました。

当会では、ヒアリング等により、震災復興に向けた新商品の提供や地方公共団体との連携強化による諸施策について、着実に取り組まれているものと認識しており、今後も必要かつ十分な対応が継続的になされているか検証するとともに、必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

③ 事業再生・事業承継に向けた支援に関する方策への指導

相双五城信用組合の主要な営業エリアである福島県の相双地区につきましては、東日本大震災の発生から 8 年以上が経過した現在においても、原発事故等の影響が続いております。このため、相双五城信用組合では、訪問や電話連絡等により被災者の現況を適時把握しているほか、お客様の復興ステージに応じた事業再建や経営改善に向け、当面の運転資金融資や財務内容改善をはじめとする経営改革や経営改善計画に係る提案・助言等についても積極的に実施しております。

具体的には、事業再建や経営改善支援に係る相談について、中小企業診断士の訪問による経営指導等により、専門家派遣等の顧客サポートを行っております。

更に、福島県産業復興相談センター、福島産業復興機構及び東日本大震災事業者再生支援機構等を活用し、買取等の支援を計 9 件実施しており、被災者の復興支援に積極的に取り組んでおります。

なお、2018 年度は、支援対象先として 13 先を選定し、うち 10 先に対し、中小企業診断士による経営相談や指導を実施いたしました。

2019 年度は 10 先を抽出し、2019 年 6 月末現在、4 先に対し、支援を行っております。

他の外部機関との連携については、中小企業診断士、税理士等の各種専門家との協働や「福島県産業復興相談センター」、「各県（福島県・宮城県）のよろず支援拠点」、「中小企業基盤整備機構」との連携を図り、中小企業者の事業再生に向けた様々な問題の解決、また、2015 年 10 月に設立された「オールふくしまサポート委員会」及び「地域サポート委員会」とも連携を図り、地域事業者の問題・課題等の解決に向けて外部機関との連携強化態勢を構築しております。

す。更に、事業所及び創業のための人材確保に向けて「キャリア支援機構」との連携を図り、事業者向け「見えない強みが見えてくる経営者のための魅力発掘セミナー」を2017年10月に開催し、専門家派遣を行っております。

また、オールふくしま経営支援事業との連携強化のため、オールふくしま全体会議、オールふくしま中小企業・小規模事業者経営支援連絡協議会相双地域ネットワーク会議、オールふくしま中小企業・小規模事業者経営支援連絡協議会いわきネットワーク会議に参加しております。2019年5月末現在、オールふくしま経営支援事業を活用した中小企業等の経営支援事業の実績はありませんが、引き続きオールふくしま経営支援事業を活用すべく地域事業者への周知活動を図り地域事業者支援に取り組んでおります。

そのほか、2019年5月に設立された全国の信用組合からなる「事業承継連絡協議会」により、各信用組合との情報共有を図りながら、円滑な事業継承支援のためにM&A等も視野に入れた活動も実施していく予定であります。

当会では、引き続き、相双五城信用組合が被災者の個別事情に応じ、適時・適切な対応を図るため各機関と連携を図り、今後も必要かつ十分な対応が継続的になされるよう、ヒアリング等により指導・助言を行ってまいります。

④ その他の施策に関する指導

相双五城信用組合では顧客の創業に係る支援策として、各種団体や地域の商工会議所・商工会等と連携し、情報の集積及び発信機能（東日本大震災からの経営再建や起業・新規事業展開に役立つ情報提供等）を強化するとともに、各種団体関係者を招致しての相談会の開催など、創業・新規事業展開希望者へのアドバイス等の実施に向けた体制を構築すべく準備しております。

また、相双五城信用組合を含む福島県内の4信用組合において、創業または新事業展開時における資金調達手段の多様化を図ることを目的に、クラウドファンディングの推進に向け、ミュージックセキュリティーズ(株)と業務提携いたしました。

2017年7月には、いわき信用組合が、地域に特化した購入型クラ

ウドファンディングサイトのエリアオーナーとして運営している「FAAVO磐城国」とエリアパートナー契約を締結し、取引先の創業支援、販路拡大に関する支援機能を強化しており、2018年11月から2019年1月まで相双五城信用組合取引先にて購入型クラウドファンディングを実施し目標額を達成したほか、2019年5月より地域観光復興を目的とした、特定非営利活動法人を支援するため、「FAAVO磐城国」を活用したクラウドファンディングを開始いたしました。

更に、福島県の浜通り地区では、東日本大震災による人口の減少や農作地の回復の遅れ等から、国の再生エネルギー推進に後押しされる形でメガソーラーの立地が続いており、相双五城信用組合においても、他金融機関と協調融資を行い、積極的な融資推進を図っております。

当会では、上記創業支援等について、着実に取り組まれているものと認識しており、今後も必要かつ十分な対応が継続的になされているかを検証するとともに、必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

(2) 被災債権の管理及び回収に関する指導

被災債権の管理及び回収については、ヒアリング等により定期的な実績報告を受け、定量的な状況把握に努めるとともに、被災者の個別事情に応じた適時・適切な対応が図られるよう指導・助言を行っております。

① 被災債権の状況の把握

当会では、被災債権の管理及び回収について、半期ごとに実績報告を受けることとしており、2019年3月末時点における被災債権の顕在化の状況や債権額の推移など、定量的な状況把握を行っております。

② 被災信用供与先への対応等に関する方策への指導

訪問や電話連絡等により被災者の現況を適時把握して、新規融資及び条件変更を含めたニーズに対応すべく、被災者の復興支援に取り組んでおります。

その結果、2019年5月末現在、被災者向け新規融資の累計は918先25,698百万円、うち、条件変更先に対する新規融資は205先7,641

百万円となっております。

当会では、被災信用供与先への対応等に係る諸施策については着実に取り組まれているものと認識しており、今後も必要かつ十分な対応が継続的に取られているか検証するとともに、必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

2. 経営指導体制の強化の進捗状況

当会では、公的資金を活用した資本支援先の事後管理に係る所管部署を信組支援部経営指導監理課(課長以下6名)とし、本部各部や相双五城信用組合の管轄営業店である仙台支店と連携して、ヒアリング、モニタリングやきめ細かな指導・助言を行っております。

加えて、信用組合に対するALM、リスク管理を含めた有価証券運用、収益力強化へのサポートとして、専門職員と連携した「信組経営サポート企画本部」により、更なる経営指導・支援体制の強化に取り組んでおります。

今後につきましても、各種ヒアリングの実施とともに、相双五城信用組合から定期的に提出を受ける報告・資料の分析等を中心に、経営内容の把握、指導・助言を行ってまいりますとともに、分析手法の精緻化、他金融機関の成功事例の研究などを進め、引き続き経営指導の充実・強化に努めてまいります。

3. 経営指導のための施策の進捗状況

(1) 経営強化計画の進捗管理

当会は、2019年6月に相双五城信用組合より経営強化計画履行状況報告(2019年3月末基準)の提出を受け、同報告書を精査し、計画の進捗状況等について把握・分析を行いました。

相双五城信用組合が経営強化計画に掲げた諸施策につきましては、着実に実行されているものと認識しております。

(2) オフサイト・モニタリング及びヒアリング

① オフサイト・モニタリング

当会は、相双五城信用組合から定期的(月次、半期、年次)に経営状況やリスク管理状況に関する各種データの提出を受け、状況把握に努めるとともに、当会の各部署や関係機関との連携を図りながら、指導・助言を行っております。

ア. 月次モニタリング（有価証券リスク分析）

月次で保有有価証券の種類別・保有区分別にポートフォリオを把握し、リスクや運用状況等について検証しております。

また、月末時点の評価損益を把握し、自己資本(健全性)に与える影響等について検証しております。

なお、有価証券運用に関するサポートとして、「資金運用会議」の開催により、マーケット動向や当会の運用状況・方針について説明、意見交換を行っているほか、「信組経営サポート企画本部」による資金運用サポートを継続的に実施しております。

今後につきましても必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

イ. 半期モニタリング（与信リスク管理）

2019年3月末における大口先や業種別の与信状況を把握し、与信額の推移や保全状況等の確認を行い、大口与信管理やポートフォリオの状況等について検証しており、そのなかで、被災債権の管理方法等について助言を行っております。

今後につきましても必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

ウ. 経営分析資料の提供

年度末決算状況の分析(自己資本、資産内容、収益性、流動性、リスク管理等)にあたり、他の信用組合との比較や課題を取りまとめた資料を提供し、課題認識の共有を図るとともに、必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

なお、2018年3月期決算に係る資料は、同年8月に提供しており、2019年3月期決算に係る資料についても本年8月の提供を予定しています。このほか、マイナス金利政策を踏まえた収益の見直しについて、随時、情報提供しております。

② ヒアリング

経営強化計画の実施状況や被災債権の管理及び回収につきましても、経営指導監理課・営業店による定期的なヒアリングの実施により把握し、確認された課題・問題点に応じて経営指導監理課のコーディネートのもと専門部署と連携のうえ、適切な指導・助言を行うことにより各種取り組みをサポートしております。

ヒアリングは、原則として隔月実施(2017年4月から2019年5月末までに、計13回実施)し、経営強化計画の各施策の実施状況や被災債権の状況等を確認するとともに、必要に応じ、指導・助言を行っております。

今後も施策の実施状況等に関し確認された課題・問題点の改善状況については、ヒアリング等においてフォローアップを行ってまいります。

(3) 監査機構による検証・助言

当会は、相双五城信用組合に対し、経営状況を踏まえ、原則として毎年、監査機構による監査を実施することとしており、直近では2018年5月に実施いたしました。

当監査では、被災債権の状況把握を含む資産状況の確認や市場リスク、事務リスク等の管理体制の検証を通じて、被災債務者への支援体制の充実や組合の内部監査の実施方法等経営改善に向けた助言を行っております。

今後も対応状況の確認及び整備改善に係るフォローを行ってまいります。

(4) 経営強化計画の実施に必要な措置

当会は、相双五城信用組合の経営状況や課題・問題点を把握したうえで、経営強化計画の実施に必要なと判断される措置を実施することとしております。

① 融資推進、債権管理に係る情報提供

相双五城信用組合の各種施策の実施をサポートする観点から、他の信用組合における融資推進や債権管理に係る取組事例を取りまとめ、ヒアリング時や電子メール等を活用し、適宜、相双五城信用組合に情報提供しております。

② 事業再生支援へのサポート

ヒアリング等により、復興・復旧に向けた資金需要の掘り起こしに係る取組状況の把握を行っているほか、事業再生・事業継続支援への取組強化を目的として、2017年11月に中小企業基盤整備機構東北本部より講師を招き、事業承継に関する講演を開催しており、相双五城信用組合もこれに参加するなど、被災地における創業・事業再生支援に資する体制の充実を図っております。

③ 起業・創業等へのリスクマネーの供給

当会では、地域における創業又は新事業の開拓を目指す中小規模事業者に対して、信用組合が取り組みのサポートを行う際の一つのツールとして、「中小事業者等支援ファンド向け資金供給制度」を創設しております。

また、2018年11月に当会が全国信用組合中央協会並びに東京都信用組合協会と共催した「2018 しんくみ食のビジネスマッチング展」に相双五城信用組合を通じて取引先が出展しております。

このほか、地域の中小規模事業者の資本性資金のニーズや販路開拓等の支援策として、クラウドファンディングを運営する外部企業と包括的提携をし、信用組合の新たな取り組みについてサポートを実施しております。

今後も、相双五城信用組合の起業・創業等支援に係る取り組みを適切にサポートしてまいります。

④ しんくみ리카バリの活用

相双五城信用組合の取引先の再生支援に向けての取り組みをサポートする観点から、信用組合業界の再生ファンドである「しんくみ리카バリ」の活用を検討してまいります。

⑤ 人材育成に係る指導・助言

当会では、ヒアリング等により、人材育成に係る取組状況の把握を行っております。

今後も、課題・問題点を把握し、必要に応じ、指導・助言を行うほか、コンサルタントや専門家による講習会の開催・斡旋など、相双五城信用組合の要請に応じて必要なサポートを行ってまいります。

⑥ 低利貸付の実施

当会では、被災地の信用組合の支援のために、2011年6月から日本銀行による被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションへの参加による低利貸付の取り扱いを行っており、2018年度につきましては8月に実行いたしました。

今後も、当該貸付の実施を通して、相双五城信用組合が被災されたお客様への積極的な貸出に応じられるよう、サポートしてまいります。

⑦ 当会代理貸付による各種対応

当会では、相双五城信用組合を含む各信用組合の「地方創生」に向けた取り組みをサポートする戦略的商品として、「くみれん地域サポートローン」を取り扱っております。

以 上